

市川市民が安全で安心して快適に生活することができる
環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例

カラス被害対策指針

令和2年1月

市川市

1. 指針の目的について

「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例」（以下、「カラス被害防止条例」という。）は、カラス被害の対策を講じることにより、カラス被害の防止及び低減を図り、もって市民等が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上に寄与することを目的に制定されたものです。

カラス被害防止条例では、カラス被害の対策は、市長、事業者及び市民等がそれぞれの責務を適切に認識するとともに、相互に協力及び連携をして推進することを基本理念の一つとしており、それぞれの責務が規定されています。

市長の責務は、カラス被害対策指針を策定し、これに基づく施策を実施すること、カラス被害の対策に関する情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民等に対し、施策の啓発、情報の提供、助言その他必要な措置を行うこと、また、より適切な推進体制を整備することとしています。

本指針は、市域におけるカラスの実態調査を実施し、生息状況やカラスの特性、ごみ集積場所の被害状況等から、本市が行う効果的なカラス被害対策や実効性を高めるための市の推進体制を規定したものであり、カラス被害を予防すると同時に、発生したカラス被害を出来る限り低減するものとして、今後、取り組むべき具体的な施策を実施する上での拠りどころとするものです。

カラス被害防止条例 抜粋

（基本理念）


第3条 カラス被害の対策は、市長、事業者及び市民等がそれぞれの責務を適切に認識するとともに、相互に協力及び連携をして、推進されなければならない。


2 カラス被害の対策は、カラスが鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の適用の対象となる鳥類に属する野生動物であることに留意して行われなければならない。

3 カラス被害の対策は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）その他の法律、条例等による施策と相まって、効果的に行われなければならない。

2. カラスの種類及び特性

カラス被害防止条例 第2条第1号では「カラス」として、ミヤマガラス、ハシボソガラス及びハシブトガラスの3種が想定されている。それぞれの種について、以下に生態を示す。

①ミヤマガラス		
主に10～3月にかけて冬鳥として西日本などに渡来。水田や田畑などの場所で、地上に下りて昆虫や落ち穂などを群れで採食する。市川市内ではほとんど見られない。		
全長	約47cm	
外見	ハシボソガラスよりも一回り小さい。くちばしの付け根の部分が白く、先が細く尖っている。	
鳴き声	ハシボソガラスよりも弱い音で、「カララカララ」、「ガァー」と鳴く。	
生息環境	疎林や視界の開けた草原、河原、農耕地など。	
食性	雑食で昆虫や果実、種子などを食べる。	

②ハシボソガラス		
年間を通して同じ地域に生息する留鳥であり、農耕地で多く見かけられる。		
全長	約50cm	
外見	くちばしが細めで真直ぐである。	
鳴き声	「ガァ、ガァ」と濁った声で鳴く。	
生息環境	疎林や視界の開けた草原、河原、農耕地など。	
繁殖生態	見通しの良い高木に営巣することが多く、産卵数は3～5個。木の葉が芽吹く前に営巣を始め、雛が巣立つ頃には神経質になる。	
食性	雑食で農作物やコガネムシなどの昆虫などを好む。	

:

③ハシブトガラス

ハシボソガラスと同様に、年間を通して同じ地域に生息する留鳥である。市内で最も多くみられるカラスであり、繁華街や住宅地で見られることが多い。

全長	約 56 cm
外見	くちばしが太くて湾曲している。
鳴き声	「カァ、カァ」と澄んだ声で鳴く。
生息環境	茂った樹林地の林縁など。
繁殖生態	茂った常緑樹に営巣することが多く、産卵数は 3～5 個。木の葉が茂ってから営巣を始め、営巣期間を通じて神経質である。
食性	雑食で樹木の種子や肉類などを好む。



3. 本市におけるカラスの生息状況及び被害

3-1 生息状況

(平成31年1月【越冬期】と令和元年9月【繁殖終了期】の調査結果)

市内周辺におけるカラスの生息状況を調査するため、カラス類の大規模なねぐらである真間山周辺と船橋市藤原の2箇所について、ねぐら入りしたカラスの数を調査した。

今回の調査結果と平成19年の調査結果を比較すると、1月の調査では、12年前(平成19年1月)と比べて、真間山周辺のねぐらでは7%減(101羽減)、船橋市藤原のねぐらでは40%減(1,366羽減)であった。また、9月の調査では、真間山周辺のねぐらでは40%減(758羽減)、船橋市藤原のねぐらでは32%減(1,248羽減)であった。

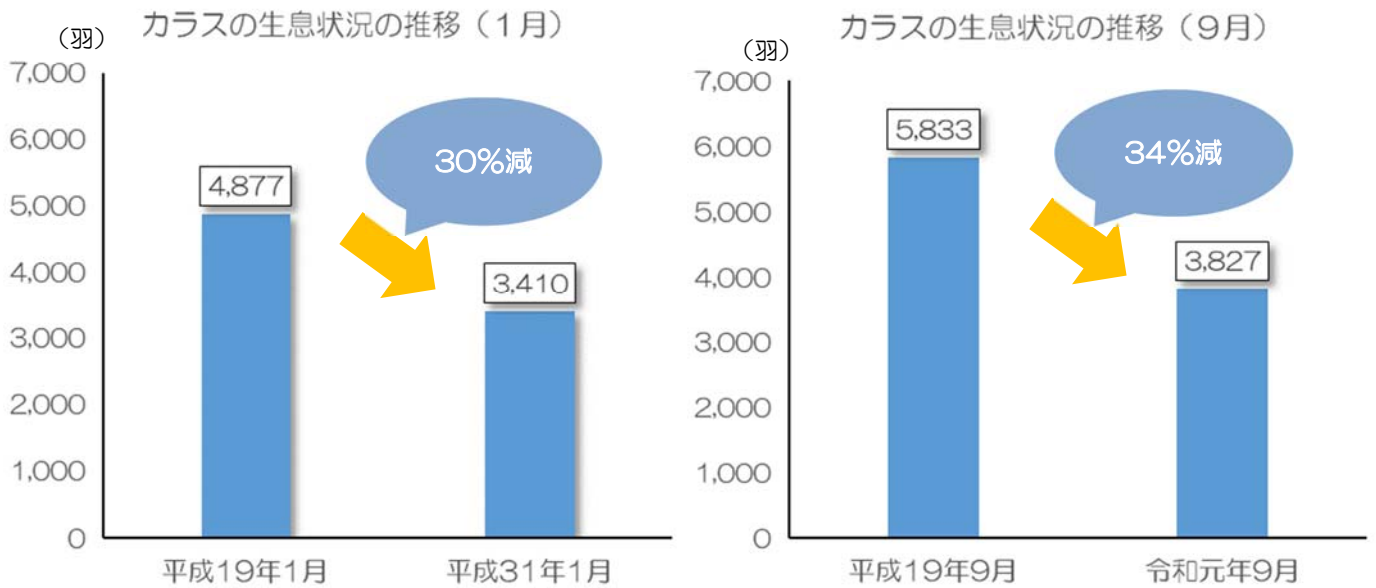
このことから、市内周辺の大規模なねぐらでは、カラス類の生息数が減少していることがわかった。

【1月の調査結果】

調査場所	平成19年1月		平成31年1月	
	記録数	増減率	記録数	増減率
真間山周辺	1,453羽	—	1,352羽	7%減
船橋市藤原	3,424羽	—	2,058羽	40%減
計	4,877羽	—	3,410羽	30%減

【9月の調査結果】

調査場所	平成19年9月		令和元年9月	
	記録数	増減率	記録数	増減率
真間山周辺	1,883羽	—	1,125羽	40%減
船橋市藤原	3,950羽	—	2,702羽	32%減
計	5,833羽	—	3,827羽	34%減



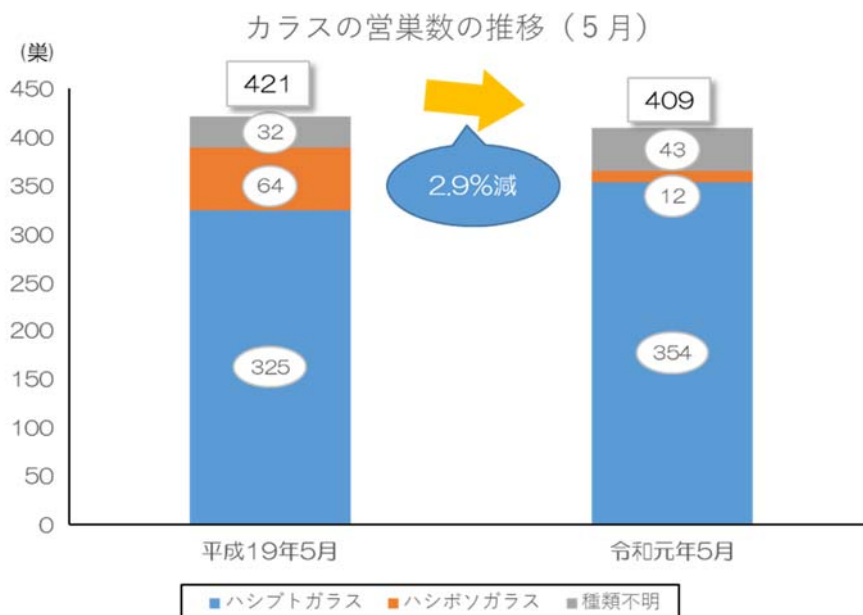
3-2 営巣状況

（令和元年5月【繁殖期】の調査結果）

市内におけるカラスの営巣状況を推測するために、500m四方の調査区域等を複数設定し、巣の状況を確認した。

今回の調査結果からは、市内全域で409巣が営巣していると推測され、平成19年の調査結果（421巣）と比べて2.9%減（12巣減）であった。

カラスの営巣状況は平成19年と比べて微減であったが、繁殖終了期（9月）の生息数は平成19年と比べて大幅に減少していることから、カラスの雛鳥にとって生育環境が悪化した（ごみの排出状況の改善により、必要な餌資源の確保が困難になった等）と推測される。



3-3 ごみ集積場所の状況

(平成31年1月【越冬期】と令和元年5月【繁殖期】の調査結果)

カラス等によるごみ集積場所の被害状況を調べるため、全長約2kmの調査区間を複数設定し、当該調査区間にあるごみ集積場所の状況(カラス等による被害の有無、カラス対策ネット等の防除対策の有無、ごみ集積場所周辺のカラス類の数)についての調査を行った。

今回の調査結果と平成19年の調査結果を比較すると、1月の調査では、カラス対策ネットなどの防除対策がなされているごみ集積場所の割合は、55%から87%へと改善されており、被害を受けたごみ集積場所の割合も4.3%から2.3%へと低減した。

また、5月の調査では、防除対策がなされているごみ集積場所の割合は、63%から85%へと改善されており、被害を受けたごみ集積場所の割合も7.2%から1.9%へと低減した。

前回調査から12年が経過し、防除対策の普及率は増加しており、これまでのごみ対策の成果が現れていると考えられる。

【1月調査】

	平成19年1月 (ア)	平成31年1月 (イ)	(イ)-(ア)
ごみ集積場所数(A)	376カ所	397カ所	21カ所
対策済のごみ集積場所数(B)	207カ所	344カ所	137カ所
対策済のごみ集積場所の割合(B/A)	55%	87%	32ポイント
被害を受けたごみ集積場所数(C)	16カ所	9カ所	△7カ所
被害を受けたごみ集積場所の割合(C/A)	4.3%	2.3%	△2.0ポイント
ごみ集積場所周辺のカラス類の数	60羽	27羽	△33羽

【5月調査】

	平成19年5月 (ア)	令和元年5月 (イ)	(イ)-(ア)
ごみ集積場所数(A)	348カ所	378カ所	30カ所
対策済のごみ集積場所数(B)	220カ所	322カ所	102カ所
対策済のごみ集積場所の割合(B/A)	63%	85%	22ポイント
被害を受けたごみ集積場所数(C)	25カ所	7カ所	△18カ所
被害を受けたごみ集積場所の割合(C/A)	7.2%	1.9%	△5.3ポイント
ごみ集積場所周辺のカラス類の数	44羽	34羽	△10羽

4. カラス被害対策

平成30年度、令和元年度に行った調査では、越冬期、繁殖終了期ともに、ねぐらに集まるカラス類の個体数とごみ集積場所周辺で確認したカラス類の個体数が減少しており、ごみ集積場所の被害割合も減少傾向にあるという結果となった。

前回調査から12年が経過し、防除対策の普及率は増加しており、これまでのごみ対策の成果が現れているものと考えられる。

今後は、さらにカラス被害の温床となる生ごみ等の餌資源を減らすと同時に、人とカラスが過剰に干渉することのない状況を築くことが重要であり、そのための方策の検討と実施、効果の検証を行うことが必要である。

また、カラス被害は、事業者や市民の日常行動が密接に関連している場合が多いため、それぞれ自らが、カラス被害を発生させないようにするとともに、市は、関係各課と連携したさまざまな施策を実施し、市民、事業者と協力しながら効果的に取り組みを行うことが必要である。

4-1 市、市民、事業者の責務

(1) 市の責務

市は、カラス被害に対する「カラス被害対策指針」を策定し、カラス被害の低減を図るための適切な推進体制の整備を行い、対策を実施するとともに、市民及び事業者に対し、助言その他必要な措置を行う。また、指針については、おおむね4年毎に検証し、施策の効果の検証を行う。

(2) 市民の責務

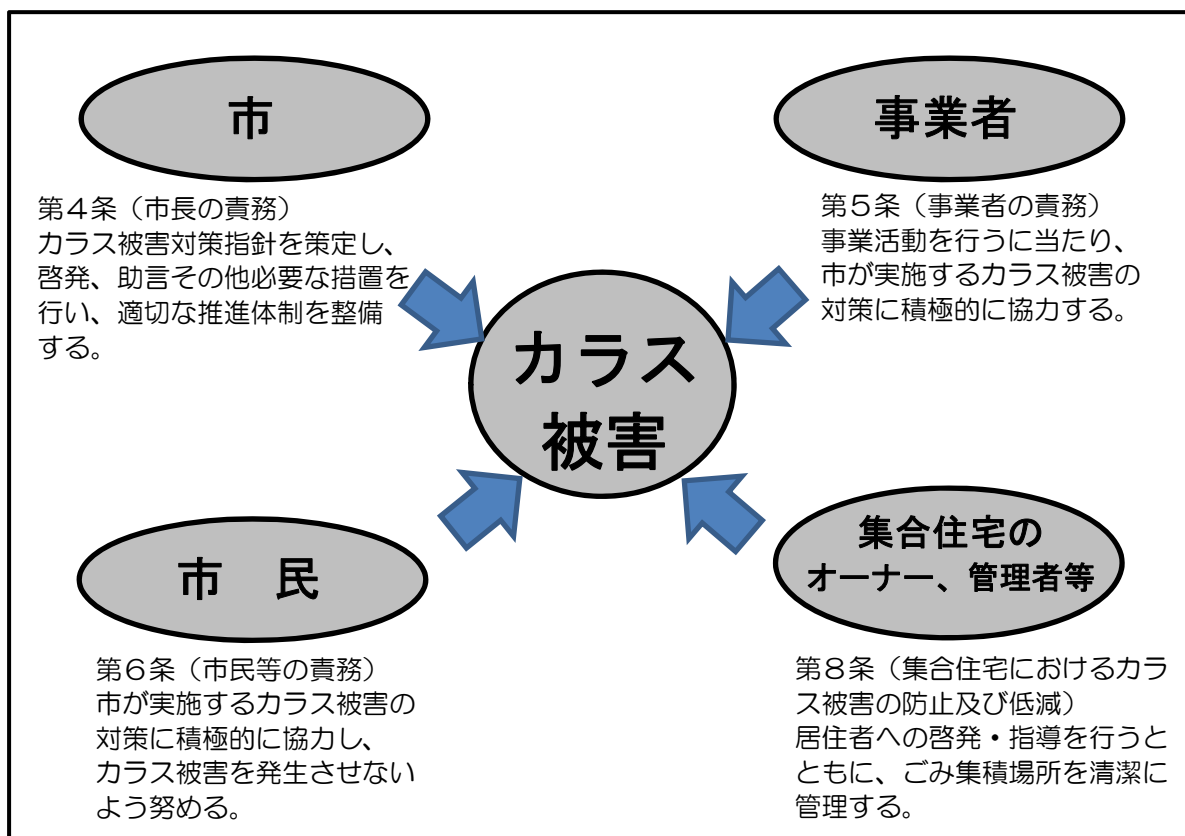
市民は、家庭から排出される生ごみの減量、ごみ集積場所のごみの散乱防止対策を行うとともに、カラスへの餌やり、カラスの巣の材料となるハンガー等の放置等、自らがカラス被害を発生させる行為を行わないようにするとともに、市が実施するカラス被害の対策に積極的に協力する。

(3) 事業者の責務

事業者は、委託業者との契約等適切にごみ処理の実施など、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市が実施するカラス被害の対策に積極的に協力し、カラス被害を発生させないように努める。

また、特にマンションやアパートなど集合住宅のオーナーや管理会社等は、集合住宅のごみ集積場所をについて、適正な管理を行うものとする。

＜市、市民、事業者の責務＞



カラス被害防止条例 抜粋

（市長の責務）

- 第4条 市長は、この条例の目的及び前条に規定する基本理念にのっとり、カラス被害の対策に関する指針（以下「カラス被害対策指針」という。）を策定し、これに基づく施策を実施するものとする。
- 2 市長は、カラス被害の対策に関する情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民等に対し、前項の施策の啓発、情報の提供、助言その他必要な措置を行うものとする。
- 3 市長は、カラス被害の対策は様々な施策が相互に密接に関連するという特徴があることに鑑み、より適切な推進体制を整備するものとする。

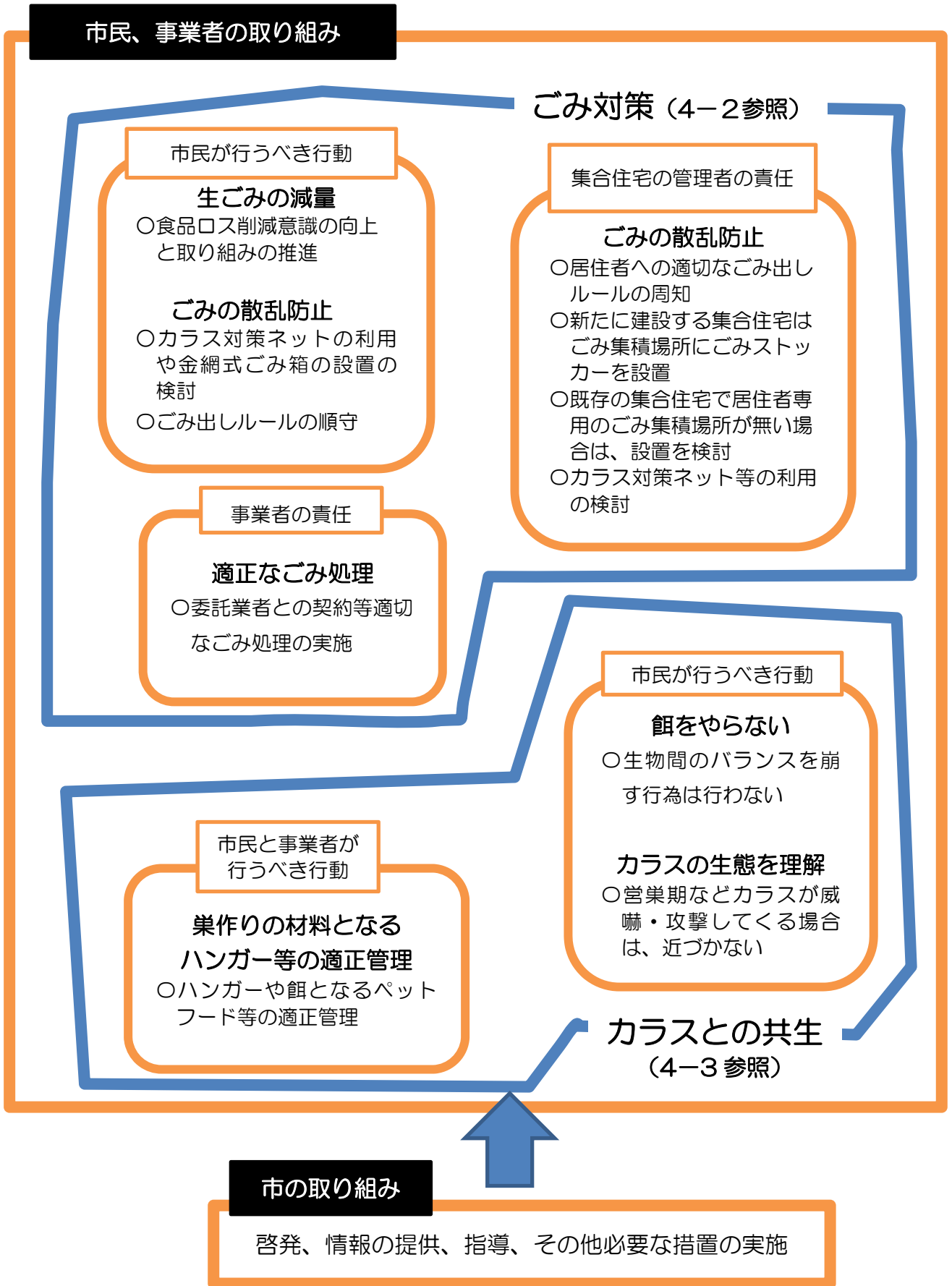
（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、第3条に規定する基本理念にのっとり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市長が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するものとする。

（市民等の責務）

- 第6条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市長が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するものとする。
- 2 市民等は、相互に協力して、カラス被害を発生させないように努めるものとする。

＜市、市民、事業者のカラス被害対策における主な取り組み＞



4-2 ごみ対策

カラスの市外等からの流入及び増加を防ぐためには、ごみ対策は最も重要かつ効果的な対策となる。

具体的な取り組みとしては、生ごみの減量化、排出されたごみとカラスとの接点を最小限に抑えるカラス対策ネットや金網式ごみ箱の普及が考えられる。

カラス対策ネットについては、その使用に当たって、大きさの不足でごみを完全に覆っていないなどの状況が見られることから、適正な使い方の周知も必要である。

(1) 生ごみの減量

目的	市の施策	担当課
カラスの餌となる家庭からの生ごみの排出量を削減する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要な食材を買わない、食材の使い切り、料理の食べ切り、生ごみ排出時の水切りの徹底についての啓発 ・ 食品ロス削減の推進 	生活環境整備課

【主な取り組み】

- 環境フェアや市民まつり等のイベントで周知・啓発
- 小学校等と連携した環境学習の実施
- 自治会出前講座の実施
- じゅんかんパートナー※との連携による地域単位の啓発
- じゅんかんニュース、市公式 Web サイト、市広報誌等の広報媒体を活用した周知・啓発

※資源が循環するまちを目指し、ごみ問題を一緒に考え行動していただく地域のリーダー



<じゅんかんニュース>

(2) ごみの散乱防止

目的	市の施策	担当課
カラスとごみとの接点を最小限に抑える	・カラス対策ネットや金網式ごみ箱の貸出し	清掃事業課
	・カラス対策ネットの正しい使い方の啓発	生活環境整備課
	・ごみ出しルールの周知徹底 ・生ごみの出し方の工夫等についての啓発	生活環境整備課

【主な取り組み】

- ごみ集積場所利用世帯数や設置場所に応じたカラス対策ネットや金網式ごみ箱の貸出し
- ごみ集積場所の排出状況調査を定期的実施し、排出状況が悪いごみ集積場所には、注意啓発看板の設置や周辺世帯にリーフレットを投函
- 生ごみの出し方の工夫※についての周知
- 外国人世帯に対しては、外国語版リーフレット（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・ポルトガル語）を投函
- じゅんかんパートナーとの連携による地域単位の啓発
- じゅんかんニュース、市公式 Web サイト、市広報誌等の広報媒体を活用した周知・啓発

※カラスは視力が良く、食べ物を目で探するため、生ごみは外から見えないように、紙に包んだり、袋の中央に入れるなどの対策が有効と言われている。

英語

How to separate and dispose of recyclables and garbage

★Garbage and recyclable items (except large-size garbage) will be collected even on calendar holidays whenever those collection days fall on such holidays. However, these collection days will become irregular during the year-end/New Year period, so please check the Ichikawa Bulletin Flier or Ichikawa City Website for updated information.
★Please check the "district-based list of collection days" on the reverse side for your area's designated collection days, and fill in the blank squares.

~Rules for garbage disposal in Ichikawa City~

- Please place your garbage at the designated collection point by 8:00 a.m. on the day of collection.
- Please separate recyclables and garbage properly.
- Please make sure to put burnable garbage, non-burnable garbage, and plastic container and wrapping in the bags designated by Ichikawa City and place them at the collection point.

Burnable garbage	Twice a week	How to dispose; put them in the designated bags labeled "burnable garbage." Dispose of miscellaneous paper as "paper garbage."		
	Day of week	<p style="text-align: center;"><Major Items></p> <ul style="list-style-type: none"> ●Raw kitchen garbage, seashells*1 ●Disposable diapers*2 ●Cooking oil waste*3 ●Leather goods (includes artificial leather goods) ●Rubber and Plastic (vinyl) ●Plastic goods excluding containers and wrapping ●Dirty plastic containers and wrapping ●Leaves and grass <p style="font-size: x-small;">*1 Please drain water. *2 Please flush feces in the toilet before disposing. *3 Please either soak in paper/cloth or harden.</p>		
Non-burnable garbage	Once a week	How to dispose of non-burnable garbage: please use the designated bags labeled "non-burnable bags."		
	Day of week	<p style="text-align: center;"><Major Items></p> <ul style="list-style-type: none"> ●Tableware and Knives*1 ●Spray cans*2 ●Pots, frying pans and kettles ●Cosmetic bottles*2 and umbrellas ●Vacuum cleaners and VCRs <p style="font-size: x-small;">*1 Broken tableware such as dishes and knives should be wrapped in newspaper and labeled "danger." *2 Please empty the contents and dispose of the container without making any holes. *3 We would like your kind cooperation in recycling small-size appliances such as cell phones, digital cameras and portable game players. Special collection boxes are set in the city hall and public community halls.</p>		
Harmful garbage	Day of week	How to dispose of harmful garbage: please put them in transparent plastic bags.		
		<p style="text-align: center;"><Major Items></p> <ul style="list-style-type: none"> ●Fluorescent tubes*2 ●Dry batteries and Mercury thermometers ●Mercury sphygmomanometer <p style="font-size: x-small;">*3 Fluorescent tubes should be put in their paper containers or wrapped in newspaper and labeled "danger."</p>		
Bottles	Day of week	How to dispose bottles		
		<p style="font-size: x-small;">Please rinse out the contents and put into the designated bags or separate or different bags.</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Cans (of drinks) 		
Cans	Day of week	How to dispose cans		
		<p style="font-size: x-small;">Please cut the branches to less than 10cm in thickness and to less than 50cm in length and then tie them in a bundle with around 10cm diameter. Do not put them in the bag.</p>		
Pruned branches	Day of week	How to dispose of pruned branches		
		<p style="font-size: x-small;">Please cut the branches to less than 10cm in thickness and to less than 50cm in length and then tie them in a bundle with around 10cm diameter. Do not put them in the bag.</p>		

<外国語版リーフレット>

(3) 新たに建設される集合住宅を対象とした、ごみ集積場所へのごみストッカー※の設置指導

目的	市の施策	担当課
カラスとごみとの接点を最小限に抑える	新設される集合住宅へのごみストッカー※の設置指導	清掃事業課

※カラスの被害を防止するために屋根や蓋の付いたごみの収納庫

【主な取り組み】

- 新設の集合住宅で開発行為に該当する場合は、申請時にごみ集積場所へのごみストッカーの設置を指導

(4) 事業者に対するごみ対策

目的	市の施策	担当課
カラスとごみとの接点を最小限に抑える	事業者へのごみ出しの適正化の指導	生活環境保全課

【主な取り組み】

- 不適正なごみ出しを行っている事業所の調査・指導

事業系ごみの処理責任

事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第3条）及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」（第4条）で、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

〔適正処理の方法〕

- 1 事業系一般廃棄物
 - ①クリーンセンターへ自己搬入・・・P3 参照
 - ②市が許可した収集運搬業者に委託・・・P4 参照
- 2 産業廃棄物
 - ①千葉県が許可した処分場に自己搬入
 - ②千葉県が許可した収集運搬業者に委託

ごみ処理は事業者の責務です

ごみの屋外焼却は法律で禁止されています

<事業系ごみ ガイドブック>

(注) <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000303645.pdf> で閲覧できます

4-3 カラスとの共生

カラス被害を低減するためには、人とカラスの共生も必要であり、そのためには、生態系のバランスを崩すような行為を控えることが重要である。

生態系のバランスを崩すような行為としては、具体的にはカラスへの餌やり、ペットフードや巣作りの材料となるものの放置などがあげられるため、その対策を行う。

(1) 餌やり行為に対する注意喚起

目的	市の施策	担当課
人とカラスの共生	<ul style="list-style-type: none"> 看板の設置等による注意喚起 カラスへの餌やり、餌やりにつながる行為を行わないことについての周知と理解 	生活環境整備課 ※公園や緑地内については、公園緑地課

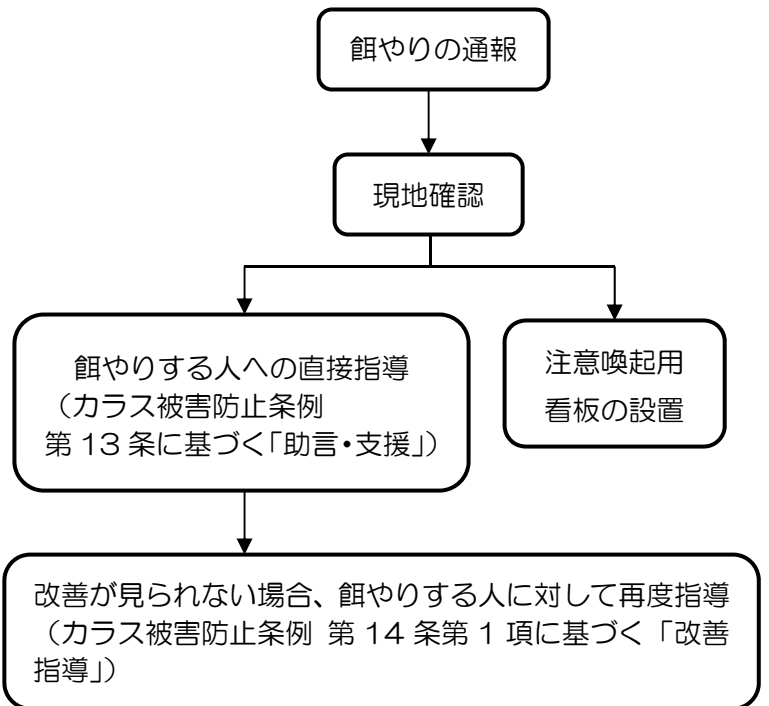
【主な取り組み】

- 施設管理者と連携した注意喚起
- 餌やり被害場所に注意喚起用看板の設置
- 餌やりをする人への直接指導
- 市公式 Web サイト、市広報誌等の広報媒体を活用した周知・啓発



<注意喚起用看板の例>

<餌やりに対する対応フロー>



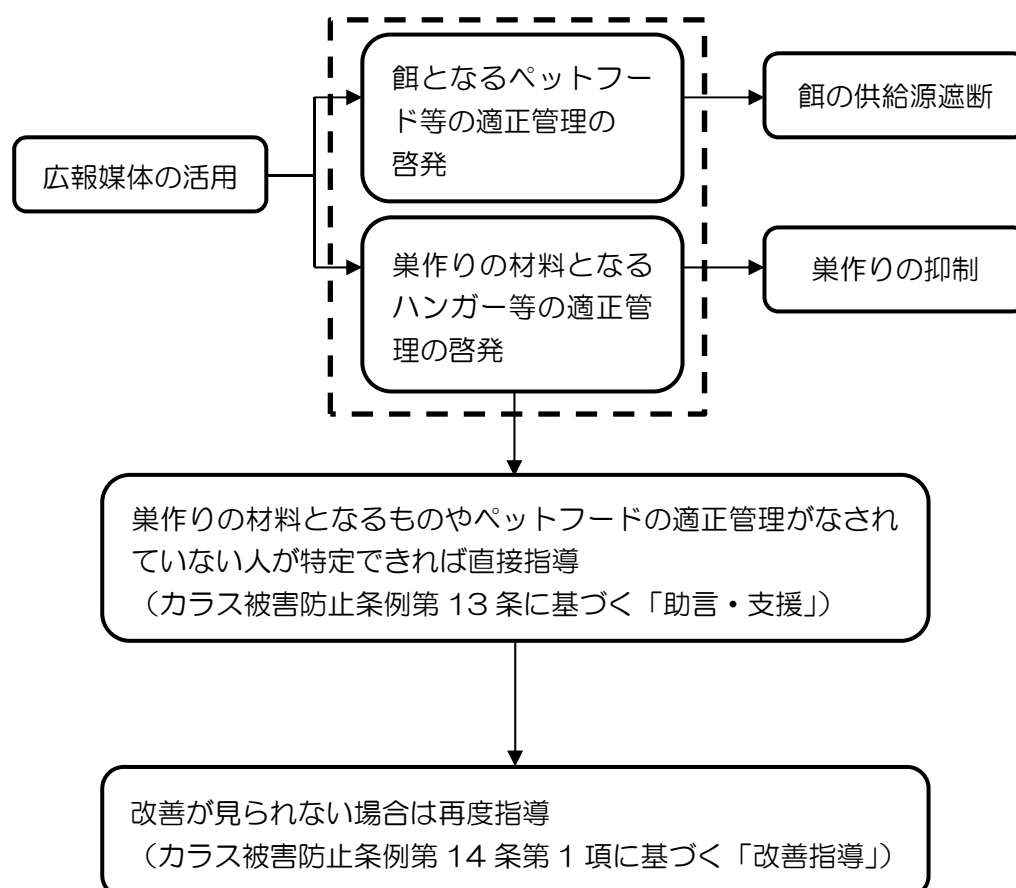
(2) ペットフードや巣作りの材料となるものの適正管理

目的	市の役割	担当課
餌の供給の遮断と 巣作りの抑制	<ul style="list-style-type: none"> 餌になるペットフード等の適正管理の啓発・指導 巣作りの材料となるハンガー等の適正管理の啓発・指導 	生活環境整備課

【主な取り組み】

- 市公式 Web サイト、市広報誌等の広報媒体を活用した周知・啓発
- 巣作り材料となるハンガー、餌となるペットフード等が適正に管理されていない人が特定できれば直接指導

<啓発・指導フロー>



4-4 生息数の抑制

カラスは野生動物のため、その捕獲等については「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という）に基づく許可などの条件を要するため、慎重な対応が必要となる。

まずは、自然との共生という観点で、カラスの生態、危険回避方法を周知し、そのうえで、日常生活においてカラスからの威嚇・攻撃行動がある場合については、必要に応じて、繁殖期等に樹木等の巣や卵、雛鳥の撤去を行うものとする。

目的	市の施策	担当課
自然との共生	カラスの生態等についての周知	生活環境整備課
危険の回避	<ul style="list-style-type: none"> 市民への注意喚起 関係課職員の鳥獣保護管理法に基づく、卵や雛鳥の捕獲等の許可の取得 巣や卵、雛鳥の撤去 	まちの相談直行便（総合市民相談課、行徳支所地域整備課） ※公園や緑地内については、公園緑地課

【主な取り組み】

○ 市民への注意喚起、巣や卵、雛鳥の撤去等

平常時と威嚇・攻撃などがある場合の危険な状態とに分けて対応

平常時	危険な状態の場合 (威嚇・攻撃などがある場合)
カラスの生態等について、市公式 Web サイト、市広報紙を活用して周知	<p><注意喚起></p> <ul style="list-style-type: none"> 巣の近くに近寄らないように注意喚起するポスターを掲示 周辺の幼稚園や保育園の通園路、及び小中学校の通学路の場合は、当該幼稚園や保育園、小中学校へ連絡 <p><樹木等の巣や卵、雛鳥の撤去></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺を調査し、巣が市の管理地にある場合は撤去 電柱や送電線等にある巣については、相談者と連携し、管理者に対し、巣や卵、雛鳥の撤去等を依頼

カラスのことをもっと知ろう カラスのトリ扱い説明書

「カラス」と聞くと、うるさいごみを散らかす糞うなど、いい印象を持つ人は少ないと思います。
特に春先からはカラスが繁殖期を迎え、ヒナを守るために親カラスが敏感になる時期ですが、カラスのことを知れば、怖くありません。
また、燃やすごみの出し方に気を付ければ、ごみが死らされる被害を軽減することも期待できます。
私たちができる対策をし、カラスと共存していきましょう。

☎0712-6307生活環境整備課

1 カラスの特徴

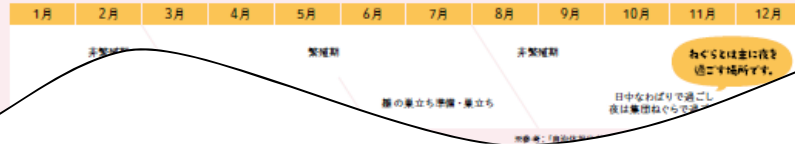
市内ではハシブトガラスとハシボソガラスが見られますが、その多くがハシブトガラスです。ハシブトガラスの大きさは、成鳥になると平均で体長56cm、平均体重は550～750g程度になります。

カラスは視覚が優れていて、人が見えない紫外線を見ることができるほどだといわれています。また、とても賢く学習能力が高いともいわれています。



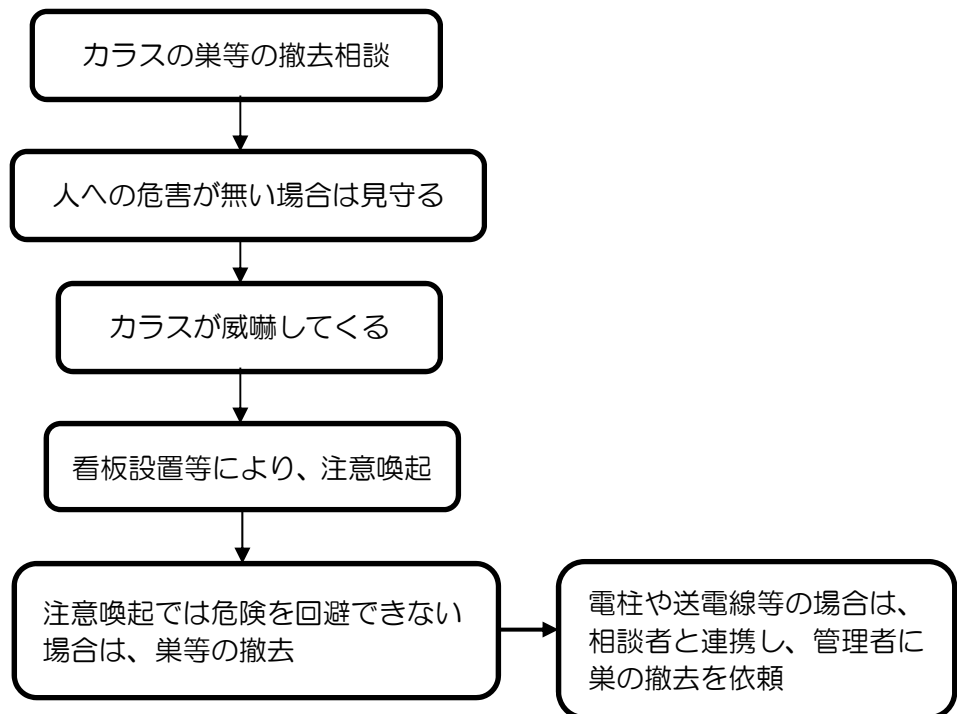
2 カラスの1年

【繁殖期の場合】



<カラスの生態等についての周知例（広報いちかわ）>

<巣等の撤去に関するフロー>



（緊急的なカラス被害への対応）

第11条 市長は、市民等の身体の安全及び財産の保護の観点から対応すべき緊急性が高いと判断し、次のいずれにも該当すると認めるときは、その状況に応じ、適切かつ迅速な対応を行わなければならない。

- (1) 現にカラス被害が発生しているとき。
- (2) カラス被害が発生した場所又はカラス被害の発生原因と思料される場所について市、県又は国（以下「市等」という。）が所有又は管理をしているとき。

2 市長は、市民等の身体の安全及び財産の保護の観点から対応すべき緊急性が高いと判断し、次のいずれにも該当すると認めるときは、その状況に応じ、カラス被害が発生した場所又はカラス被害の発生原因と思料される場所の関係人と協力し、適切かつ迅速な対応を行わなければならない。ただし、当該関係人と連絡を取ることができないとき又は当該関係人の協力を得ることができないときは、市民等にカラス被害を避けるための注意を喚起する等の対応を行うものとする。

- (1) 現にカラス被害が発生しているとき。
- (2) カラス被害が発生した場所又はカラス被害の発生原因と思料される場所について市等以外のものが所有又は管理をしているとき。

3 市長は、市民等の身体の安全及び財産の保護の観点から対応すべき緊急性が高いと認めるときは、カラス被害に係る事実を公表することができる。

4-5 カラス生息状況調査等の実施

カラスの個体数管理において、実施した対策の効果を評価する重要な指標となるため、定期的かつ長期的にモニタリング調査を実施する。

目的	市の施策	担当課
対策の効果に対する評価と新たな取り組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な調査の実施 ・ 対策の効果についての検証 ・ 新たな取り組みの検討 	生活環境整備課

【主な取り組み】

- おおむね4年ごとに、その内容及び効果について検証
- 実施した対策の効果について検証し、新たな取り組みを検討
- 調査項目を検討

4-6 条例違反者への対策

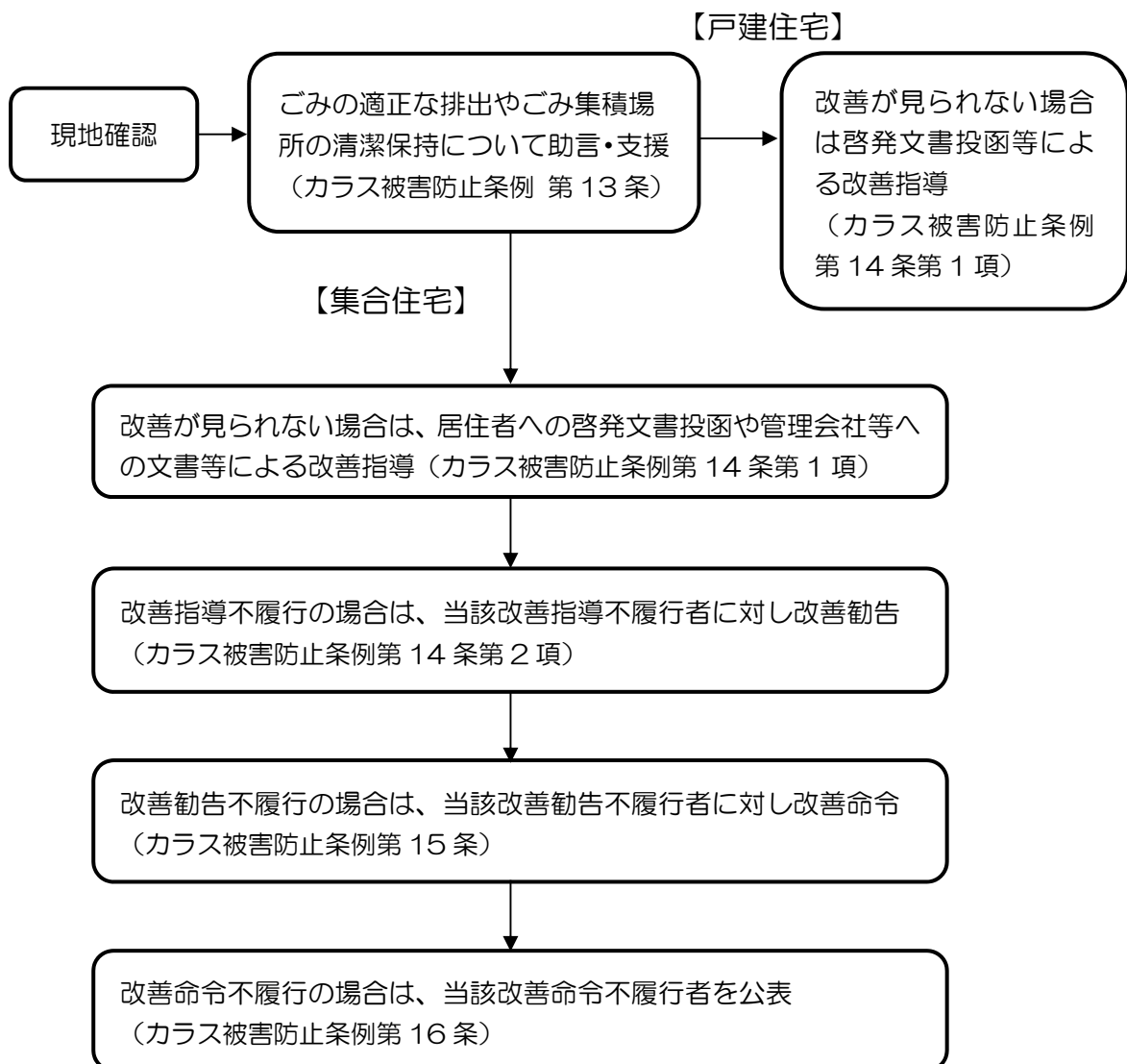
カラス被害防止条例を違反したものに対して、当該条例に基づき改善指導等を行う。

目的	市の施策	担当課
条例違反者の行動を是正し、カラス被害の防止や低減を図る	ごみ集積場所の利用者及び管理者に対する助言及び支援、改善指導、改善勧告、改善命令等	清掃事業課 生活環境整備課

【主な取り組み】

- 現地確認を行い、違反状況が特定できた場合は、居住者に対して啓発文書を投函
- 集合住宅の場合は当該集合住宅の管理者に対し、直接指導

<対応フロー>



4-7 今後検討する対策

4-2から4-6までの対策に加えて、将来的に実効性のある対策を講じるため、以下のことを実施する。

新取り組み内容	市の施策	担当課
新たな取り組みの検討	・効果的な被害対策技術等の調査	生活環境整備課
	・周辺自治体との情報交換	
	・モニター事業※の検討	

【主な取り組み】

- 継続的に効果が持続するような被害対策技術等の調査の実施
- カラス被害に対する方策について知見を得るための周辺自治体との情報交換
- 忌避剤の散布など、新たなカラス対策のモニター事業の検討

※モニター事業とは、一定期間実施し、効果等を検証するもの。効果が見られたものについては、普及策を検討する。

取り組み事例

青色蛍光フィルムを使用した忌避効果の検証

大学等が新規農業資材として開発した青色蛍光フィルムの検証実験に協力し、市内のごみ集積場所や個人宅のベランダ、市の施設等にフィルムを貼付した風車を設置し、設置前後のカラスの飛来状況を目視で観察した。

風車設置前は各設置場所にカラスが1~2羽飛来していたが、風車を設置したごみ集積場所は設置後しばらくしてカラスが見かけられなくなった。

しかし、設置した風車は無風状態だと効果が表れにくく、場所によっては効果が得にくいことも示唆された。



<設置された風車>

4-8 実施目標

目標については、概ね4年毎に行う「カラスの生息状況調査」の調査項目であるカラス等による被害を受けたごみ集積場所の割合と大規模ねぐら2箇所におけるカラスの生息数を一つの指標とし、その数値の減少とする。

調査結果を踏まえ、実施した対策の効果等を検証し、今後の施策を検討する。

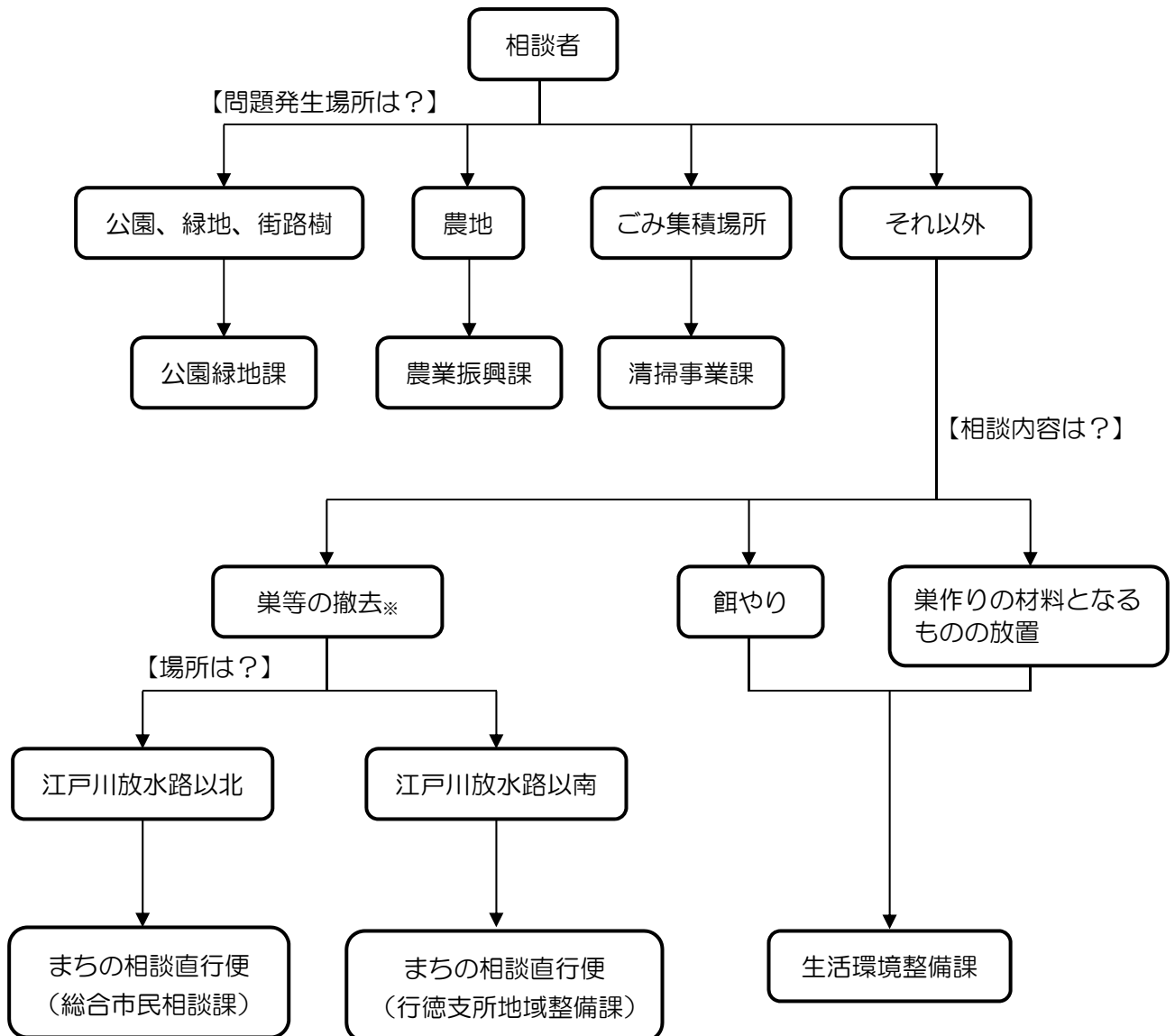
5. カラス対策の推進体制について

カラス被害に対する方策を推進する体制は下記のとおりとし、担当課が各施策を推進する。

また、カラス被害の苦情等に対しては、各課が連携して迅速に対応する。

対策内容	担当部署
生ごみの減量	生活環境整備課
カラス対策ネットの貸与	清掃事業課
金網式ごみ箱の貸与	清掃事業課
集合住宅におけるごみストッカーの設置指導	清掃事業課
餌やりの防止	生活環境整備課
ペットフードや巣作りの材料となるものの適正管理	生活環境整備課
カラスの糞尿汚染による市道の清掃	道路安全課
繁殖期等における巣及び卵、雛鳥の撤去	まちの相談直行便 (総合市民相談課、行徳支所地域整備課)
効果的な被害対策技術等の調査	生活環境整備課
カラス生息状況調査の実施	生活環境整備課
周辺自治体との情報交換	生活環境整備課
モニター事業の検討	生活環境整備課
公園、緑地、街路樹でのカラス被害相談	公園緑地課
事業者へのごみ出し指導	生活環境保全課
農地でのカラス被害相談	農業振興課

<相談フロー>



※電柱や送電線等にある巣については、相談者と連携し、管理者に対し、巣の撤去を依頼